

## 広島県都市計画提案制度手続要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、広島県が決定又は変更する都市計画に対して行われる都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第21条の2の規定に基づく提案制度の手続について、必要な事項を定めるものとする。

### (提案者)

第2条 広島県に都市計画の決定又は変更することを提案することができる者(以下「提案者」という。)は、以下の者とする。

- (1) 次条第1項(2)に規定する一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者。(以下「土地所有者等」という。)
  - (2) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人
  - (3) 一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人
  - (4) 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社
  - (5) まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体
- 2 前項(5)のまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する団体であること。

イ 過去10年間に法第29条第1項の規定による許可を受けて開発行為(開発区域の面積が0.5ha以上のものに限る。)を行ったことがあること。

ロ 過去10年間に法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為(開発行為の面積が0.5ha以上のものに限る。)を行ったことがあること。

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。同法第31条第7項の規定を除く。)に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

### (提案要件)

第3条 提案される都市計画の素案(以下「計画提案」という。)は、以下の要件を満たすものであること。

- (1) 広島県が決定又は変更する都市計画(ただし、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。)であること。
- (2) 計画提案に係る区域が、都市計画区域のうち、0.5ha以上の一団の土地であること。
- (3) 計画提案の内容が、法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。
- (4) 計画提案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。)の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意(同意し

た者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ていること。

- 2 提案者は、計画提案を提出する前に計画提案に係る区域内すべての土地所有者等に対して、提案内容及び関連する計画についての説明を行い、土地所有者等の意見を尊重しつつ合意形成を図るよう努めなければならない。また、当該計画提案に係る区域の周辺住民に対しても提案内容、関連する計画及び周辺環境への影響等についての説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。
- 3 提案者は、事前に土木建築局都市計画課に相談するよう努めるものとする。
- 4 広島県は、前項の規定に基づく事前相談があった場合には、都市計画に関する情報の提供及び各都市計画における広島県の方針（別紙－１）についての助言を行うなど、提案者への支援に努めなければならない。

#### （提出書類）

第４条 提案者は、土木建築局都市計画課に次の資料を提出しなければならない。

- (１) 計画提案書（別表－１）
  - (２) 計画提案（別表－２）
  - (３) 土地所有者等の同意を証する書類（別表－３）
- 2 広島県は、前項による書類のほか、提案の審査に必要な資料（別表－４）の提出及び説明を提案者に求めることができる。

#### （提案の受理）

第５条 広島県は、前条の規定に基づき提出された書類が、第２条及び第３条第１項の要件を備えている場合は、これを受理し、当該計画提案について審査を行う。なお、提出書類がこれらの要件を備えていない場合には、提案者に書類の補正を求めることができる。

- 2 広島県は、前項の規定による書類の補正要求に対し、提案者が補正を行う意思がないことが確認された場合には、当該提案を不受理とし、その旨を提案者に通知しなければならない。
- 3 提案者は、広島県が計画提案を受理した後に計画提案の内容を修正する場合には、原則として提案を取下げの上、再度提案を提出するものとする。ただし、土地所有者等の同意内容等に影響を与えない軽微な修正はこの限りでない。
- 4 広島県は、計画提案を受理するに当たっては、関係市町及び関係機関に情報提供等を行う。

#### （提案の審査）

第６条 広島県は、受理した計画提案について、関係市町及び関係機関の意見を踏まえ、別紙－２の判断項目を基に総合的な評価を行い、採用、不採用を決定する。

#### （都市計画決定する場合の手続）

第７条 広島県は、計画提案の採用を決定した場合は、当該計画提案に係る市町又は事業者（事業予定者も含む。）に都市計画の素案（以下「行政素案」という。）の作成に係る協力を文書で依頼し、当該市町からの提案により、都市計画の決定又は変更の手続を進める。なお、行政素案作成にあたっての図書等の作成における市町又は事業者の協力範囲については、県と市町又は事業者が協議の上、決定するものとする。

- 2 原則として計画提案を行政素案とするが、広島県は関係市町と協議し、必要に応じて計画提案の趣旨を踏まえた範囲内で修正を行うことができる。
- 3 都市計画決定手続は、通常都市計画決定手続と同様とする。ただし、第１項の規定により作成された行政素案が計画提案とほぼ等しく、かつ、提案者により計画提案について関係住民及び利害関係人に対して説明会が行われ計画提案にこれらの意見が十分に反映されていると認められる場合は、公聴会、説明会等を省略することができるものとする。
- 4 広島県は、公衆に公告・縦覧した都市計画の案（行政素案を基に作成したもの。）を広島県

都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議するにあたり、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案を提出しなければならない。ただし、都市計画の案が、当該計画提案の内容を全部実現するものについてはこの限りでない。

- 5 当該都市計画の案が都市計画決定又は変更された場合、広島県は提案者にその旨を通知しなければならない。

#### （都市計画決定しない場合の手続）

第8条 広島県は、計画提案を採用しないと決定した場合は、当該計画提案を審議会に提出し、意見を聴かななければならない。

- 2 広島県は、前項の規定により審議会の意見を聴いた結果、計画提案を不採用とすることが適当と認められたときは、提案者及び関係市町に対し、すみやかに不採用の旨及びその理由を通知しなければならない。
- 3 広島県は、第1項の規定により審議会の意見を聴いた結果、計画提案を不採用とすることが適当でない認められた場合には、計画提案の採用、不採用について再度検討を行う。

#### （提案者による意見陳述）

第9条 広島県は、前2条の規定により審議会への付議又は審議会の意見聴取を行う場合は、提案者に対し、事前に審議会開催の通知を行う。

- 2 提案者は、前項の規定による通知があった場合は、審議会における意見陳述を申し出ることができるものとする。この場合、意見陳述者は1案件につき1人とする。

#### （提案に係る情報公開）

第10条 広島県は、計画提案について内容及び採用、不採用の理由をホームページ等において公表する。ただし、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第10条各号に掲げる情報に該当する事項は非公開としなければならない。

#### （手続の期間）

第11条 広島県は、計画提案に係る手続を遅滞なく処理しなければならない。ただし、区域区分に関する計画提案のうち、法第6条に規定する基礎調査等の結果に基づき行う都市計画変更手続と同時期に処理することが適当と認められるものについては、当該時期に処理することができる。

#### （雑則）

第12条 この要領で定めるもののほか、都市計画提案制度の運用に関し必要な事項は、土木局都市技術審議官が定める。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年9月16日から施行する。

**別表－１（第４条第１項関係） 計画提案書（様式１）**

○法第 21 条の 2 第 1 項及び第 3 項第 1 号（計画提案）の要件を確認するための書類	
(1) 提案者又は提案団体に関する事項	◆提案者の氏名、住所及び連絡先を記載（共同で提案する場合は代表者の事項を明記）（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び連絡先を記載） ◆提案者としての要件を備えていることを証明する書類（団体の場合：登記簿謄本、定款等）
(2) 提案に係る区域（土地）に関する事項	◆場所、面積、土地所有者等の数、当該区域の都市計画の指定状況等
(3) 提案する都市計画の内容	◆都市計画の種類・名称 ◆位置、区域及び面積等
(4) 提案の理由	◆都市計画の提案の理由を記述
(5) 提案までの経緯	◆都市計画の提案までの経緯の概略を記述

**別表－２（第４条第１項関係） 計画提案**

(1) 総括図	◆当該都市計画区域において定められる各都市計画の相互の関連が明らかになる縮尺 25,000 分の 1 以上の平面図に提案箇所を明記
(2) 計画図	◆個々の都市計画の内容を明確にし、都市計画制限等の範囲が明らかになる縮尺 2,500 分の 1 以上の平面図に提案する都市計画を明記
(3) 計画書	◆都市計画の種類、名称、位置及び区域等都市計画の内容を表示するとともに、都市計画を定めようとする理由を明確に示した文書
(4) 参考図（必要に応じて添付）	◆新旧対照図、施設平面図、断面図など

**別表－３（第４条第１項関係） 土地所有者等の同意を証する書類**

○法第 21 条の 2 第 1 項及び第 3 項第 2 号の要件を確認するための書類	
(1) 土地所有者等の一覧（様式 2）	◆所有者、権利者（地上権、賃借権）名を記載 ◆所在及び地積を記載
(2) 土地所有者等の同意に係る書面	◆同意書（様式 3） （一筆ごとに土地の所在地、権利名、土地面積、権利者の住所・氏名・連絡先を明記し、原則、権利者本人の自筆による署名、複数筆の権利者は一括の同意書でも可） （共同名義の土地については、名義人が所有する面積割合により按分された権利数を当該土地の同意者としての権利数とする）
(3) 提案区域内の土地の権利関係を証する書類	◆全ての土地に関する登記簿謄本、公図等（いずれも交付後 3 ヶ月以内のもの） （未登記のものについては、その権利関係を証明する書類） ◆相続を有している場合は、相続関係図等

**別表－４（第４条第２項関係） 提案の審査に必要な資料**

(1) 地域住民及び周辺地域に対する提案の説明等の措置に関する資料（様式 4）	◆提案しようとする都市計画を提出する事前において周辺住民等への計画提案の説明の経過を記述（開催場所日時、参加者、意見、議事次第等の説明会資料）
(2) 提案の内容を明確にする資料	◆提案のメリット等に関する資料 ◆開発等の事業を行う場合や建築計画等がある場合は、事業計画、開発図面や建築の完成イメージパース等の関連する図面 ◆提案の計画スケジュール
(3) 周辺地域の環境負荷への影響等に係る資料（様式 5）	◆大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地形、地質、日照に係る事項 ◆動物、植物、生態系に係る事項 ◆都市景観等に係る事項 ◆交通処理、供給処理等に係る事項

別紙－ 1（第 3 条第 4 項関係） 各都市計画における広島県の方針

計画提案は、都市計画法第 13 条等の基準に適合しているほか、以下のことについて配慮するよう努めること。

表 1 都市計画（県決定）における主な関連法令及び上位計画

	関係法令	上位計画
◆全般に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土形成計画法</li> <li>○国土利用計画法</li> <li>○多極分散型国土形成促進法</li> <li>○地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律</li> <li>○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律</li> <li>○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律</li> <li>○公有地の拡大の推進に関する法律</li> <li>○土地収用法</li> <li>○山村振興法，離島振興法</li> <li>○建築基準法</li> <li>○環境影響評価法</li> <li>○環境基本法</li> <li>○文化財保護法</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>上記の法律に関する政令，省令等 (以下の表も同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土形成計画</li> <li>○国土利用計画</li> <li>○地方総合開発計画</li> <li>○県，市町長期総合計画</li> <li>○県政中期ビジョン</li> <li>○地域発展プラン</li> <li>○都市計画区域の整備，開発及び保全の方針※</li> <li>○都市再開発方針等※</li> <li>○市町の都市計画に関する基本的な方針※</li> <li>○地方拠点都市地域基本計画</li> <li>○中心市街地活性化基本計画</li> <li>○緑の基本計画</li> <li>○地域防災計画</li> <li>○環境基本計画</li> <li>○公害防止計画</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>※は都市計画法上の上位計画</p>
<p>◆区域区分</p> <p>【地域地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆用途地域</li> <li>◆都市再生特別地区</li> <li>◆臨港地区</li> <li>◆緑地保全地区</li> <li>◆流通業務地区</li> <li>◆風致地区</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土利用計画法</li> <li>○建築基準法</li> <li>○農業振興地域の整備に関する法律</li> <li>○農地法</li> <li>○集落地域整備法</li> <li>○森林法</li> <li>○自然公園法，自然環境保全法</li> <li>○河川法</li> <li>○港湾法</li> <li>○公有水面埋立法</li> <li>○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</li> <li>○都市緑地法</li> <li>○生産緑地法</li> <li>○流通業務市街地の整備に関する法律</li> <li>○都市再生特別措置法</li> <li>○風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土利用計画，土地利用基本計画</li> <li>○農業振興地域基本方針，整備計画</li> <li>○地域森林計画</li> <li>○港湾計画</li> <li>○住宅マスタープラン</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>【都市施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆道路</li> <li>◆都市高速鉄道</li> <li>◆自動車ターミナル</li> <li>◆河川</li> <li>◆公園・緑地</li> <li>◆墓園</li> <li>◆下水道</li> <li>◆産業廃棄物処理施設</li> <li>◆一団地の官公庁施設</li> <li>◆流通業務団地</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路法</li> <li>○鉄道事業法，軌道法</li> <li>○自動車ターミナル法</li> <li>○河川法</li> <li>○都市公園法</li> <li>○墓地，埋葬等に関する法律</li> <li>○下水道法</li> <li>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>○官公庁施設の建設等に関する法律</li> <li>○流通業務市街地の整備に関する法律</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広島県新道路整備計画</li> <li>○広島県総合交通計画</li> <li>○都市圏総合交通計画</li> <li>○流域別下水道整備総合計画</li> <li>○広島県污水適正処理構想</li> <li>○広島県一般廃棄物広域処理計画</li> <li>○河川整備基本方針，整備計画</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

<b>【市街地開発事業】</b> ◆土地区画整理事業 ◆市街地再開発事業 ◆新住宅市街地開発事業 等	○土地区画整理法 ○都市再開発法 ○新住宅市街地開発法 等	
--	--	--

表2 区域区分に関する編入方針

<b>市街化区域に編入することができる区域</b>
<b>1. 既に市街地を形成している区域</b>
(1) 50ha以下のおおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における人口密度が1ha当たり40人以上である土地の区域が連たんしている土地の区域で、当該区域内の人口が3,000人以上であるもの 上記の土地の区域に接続する土地の区域で、50ha以下のおおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における建築物の敷地その他これに類するものの面積の合計が当該区域の面積の3分の1以上であるもの (人口は国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口結果による。50ha以下の区域は国勢調査区又は20～30haの土地)
(2) 土地区画整理事業や開発行為等で整備又は開発され、既に市街地を形成している区域
<b>2. 優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域</b>
(1) 市街地開発事業として施行する土地区画整理事業にあつては、区域区分の変更と同時に当該事業に係る都市計画決定が定められ、おおむね3年以内に事業認可を受けることが確実な土地の区域
(2) 市街地開発事業以外の土地区画整理事業にあつては、区域区分の変更と同時に土地区画整理組合の設立認可等を受けることが確実な土地の区域
(3) 地方公共団体、地域振興整備公団等の公的機関が実施する住宅地等の開発事業にあつては、当該区域の用地を取得することが確実なもので、事業計画についての協議が了している土地の区域
(4) 民間開発事業者による開発事業にあつては、開発許可を受け、既に工事に着手した土地の区域
(5) 上記の要件に該当する土地の区域のほか、都市施設の整備状況、周辺の土地利用の状況等からみて既定の市街化区域と一体的に整備、開発及び保全すべき土地の区域で、原則として次に掲げる区域 A 既定の市街化区域に隣接する土地の区域のうち、計画的開発事業が完了した土地の区域 B 土地区画整理事業や開発行為等で整備又は開発され、区画街路等の都市施設の整備が既に完了している土地の区域 C 市街化区域に編入と同時に地区計画に関する都市計画を定める等により地区施設等の適正な整備が行われることが確実な土地の区域 D 後背部が急傾斜地、河川又は幹線道路で遮断されていることなどにより、無秩序な市街化のおそれのない土地の区域
(6) 公有水面埋立事業の免許を受け、竣功が確実と見込まれる区域（農用地造成を目的とするものを除く）
<b>3. 飛地の市街化区域として設定できる土地の区域</b>
(1) 計画的開発の見通しのある住宅適地、工場適地等の区域又はこれらの区域とその周辺の既存集落を一体とした区域であつて、おおむね50ha以上の区域
(2) インターチェンジ、鉄道新駅又は大学等の公共公益施設と一体となって計画的に整備される住居、工業、研究業務、流通業務等の適地で、おおむね20ha以上の土地の区域
(3) 鉄道既存駅周辺、温泉その他の観光資源の周辺で既に市街地が形成されている区域で計画的な市街地整備が確実に行われるおおむね20ha以上の土地の区域
(4) 役場周辺又は旧役場周辺であつて公共公益施設とともに既に市街地が形成されている区域で計画的な市街地整備が確実に行われるおおむね20ha以上の土地の区域
(5) 人口の減少、産業の停滞等により活性化を図ることが特に必要な地域に存し、将来人口、宅地需要、地形の制約等の理由からおおむね50haの規模を確保することが適当でない区域であつて、当該区域が市町村の総合的な土地利用計画に即するものとして計画的な市街地整備（既存集落を中心とするものを除く）が確実に行われるおおむね20ha以上の土地の区域
(6) 効率的な工業生産、環境の保全を図るために必要があるおおむね20ha以上の工業地の区域

<b>4. 市街化区域に定める土地の区域において、原則として含めてはならない区域</b>
(1) 市街化の動向並びに鉄道、道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適当な土地の区域
(2) 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生の恐れのある土地の区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害特別警戒区域を含む) (ただし、当該区域の市街化の動向をみながら、河川改修、調整池、防潮堤等の安全に必要な措置を講ずる場合は除く)
(3) 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域 (おおむね 20ha 以上の規模の一団の農用地又は農業投資の経緯、営農条件からみて生産性の高い農用地)
(4) すぐれた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域 (自然公園法の特別地域、自然環境保全法の原生自然環境保全地域及び特別地区、歴史的風土特別保存地区、文化財保護法 2 条 1 項 4 号に規定する文化財が良好な状態で存する大規模で、かつ、自然の状況にある区域、森林法の保安林、保安林予定森林、保安施設地区、保安施設予定地区及び保安林整備計画により保安林の指定が予定されている土地の区域)
<b>市街化調整区域に編入できる区域</b>
(1) 市街化区域の土地の区域のうち、既定の市街化調整区域に接する、又は概ね 2ha 以上（周辺の計画的な市街地形成に支障のないものに限る）の区域で次に掲げる区域 A 現に市街化されておらず、営農の継続性や地形的条件等から今後とも農用地等として維持保全される見通し が強いことなどにより、計画的な市街化整備が見込めない区域であり、当該市街化区域における一体的かつ計 画的な整備を図るうえで支障のない区域 B 農地等が相当量残存し、計画的な整備を図る具体の措置がなく、無秩序な市街化を抑制する必要がある区域 C 土地区画整理事業等により、計画的な市街地整備を実施する予定で市街化区域としたもののうち、概ね 10 年以内に事業実施の予定のない区域 D 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等により、災害の発生の恐れのある 区域として指定を受けた土地の区域であり、有効な防災対策を講じる予定のない土地の区域

表 3 地域地区に関する方針

<b>1. 臨港地区</b>
(1) 港湾計画に適合していること
<b>2. 流通業務地区</b>
(1) 流通業務施設の整備に関する基本方針に適合していること

表 4 市街地開発事業に関する方針

<b>土地区画整理事業、市街地再開発事業等</b>
(1) 事業実施の具体性及び実現性を有していること
(2) 公共施設の配置計画については、その管理者等と調整が図られ、都市計画における土地利用計画、都市施設 の配置計画に適合していること
(3) 周辺地域における生活環境や自然的・歴史的環境等に十分配慮されたものであること

別紙－２（第６条第１項関係） 都市計画決定（変更）判断の項目

○都市計画法第 21 条の 3 の計画提案における都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断にあたっては、以下の事項を検討し、これらを総合的に勘案し決定する。

<p>①地域整備方針等との整合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県長期総合計画，県政中期ビジョン，地域発展プラン，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針等との整合や各都市計画における広島県の方針（別紙－１）との整合</li> </ul>
<p>②まちづくりへの貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集客，魅力，にぎわいの創出への寄与度</li> <li>・ 公共施設等の機能向上（歩行者回遊性の向上，バリアフリー化，防災性の向上等）</li> <li>・ 生活の質の向上（密集市街地の解消等）</li> <li>・ 経済波及，雇用創出 など</li> </ul>
<p>③区域内住民及び周辺住民との調整状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元への説明内容，範囲</li> <li>・ 周辺住民の意見・要望の反映状況</li> <li>・ 規制強化型の提案の場合は，既存不適格等，不利益を負う地権者の意向に配慮しているか</li> </ul>
<p>④周辺市街地への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺環境への配慮</li> <li>・ 都市基盤との調和（支障のない交通処理計画。供給処理計画など）</li> </ul>
<p>⑤事業実施の确实性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築計画，資金計画，事業工程，施行者の確認 など</li> <li>・ 事業実施中の場合，その熟度 など</li> </ul>

計 画 提 案 書

広 島 県 知 事 様

都市計画法第 21 条の 2 の規定に基づき、都市計画の決定（又は変更）について提案します。  
なお、提出書類が事実と相違ないことを申し添えます。

年 月 日

提案者 氏 名

住 所

連絡先

権利名：所有権、借地権、法人

計 画 提 案 書

都市計画の種類				
位置				
面積				
区域		別添図面のとおり		
提案理由				
提案する都市計画の内容				
現行の都市計画の状況				
都市計画法以外の規制の状況				
同意状況	土地所有者等	(総数)	(同意者数)	(同意の割合)
	土地面積	(同意対象面積)	(同意面積)	(同意の割合)
提案者としての要件を備えていることを証する書類		個人の場合は登記簿謄本等, 団体の場合は登記簿謄本, 定款等を添付してください。		
提案までの経緯				
備 考				

## 土地所有者等の一覧

	氏名	権利種別	土地の所在地	面積	同意状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
合計					

同意書

（提案者氏名）様

年 月 日

都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画の決定（又は変更）の提案に関し、別添の計画提案に同意します。

（署名）

所在地：  
権利名：  
面積：  
住所：  
氏名：  
連絡先：

地域住民及び周辺地域に対する提案の説明等の措置に関する資料

1 説明会開催状況

回数	日時	場所	参加人数	開催対象とした理由	備考

2 開催の周知方法

3 参加者（別添可）

氏名	住所	氏名	住所

4 参加者の主な意見

5 その他

説明会等で使用した資料を1部添付して下さい。



様式6（第5条第2項関係）

都 計 第 号  
年 月 日

（ 提 案 者 氏 名 ） 様

広 島 県 知 事  
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52 〕  
都 市 計 画 課

都市計画の決定等の提案の不受理について（通知）

年 月 日付で提出された都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画の決定（又は変更）の提案については、以下の理由により不受理とします。

不受理とした理由：

提 案 取 下 げ 書

広 島 県 知 事 様

年 月 日

年 月 日に提出した都市計画の決定（又は変更）の提案については取下げます。

年 月 日

提案者 氏 名

住 所

連絡先

権利名：所有権，借地権，法人

様式 8 (第 7 条第 5 項関係)

都 計 第 号  
年 月 日

( 提 案 者 氏 名 ) 様

広 島 県 知 事  
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52 〕  
都 市 計 画 課

都市計画の決定等の提案について (通知)

年 月 日付で提出された都市計画法第 2 1 条の 2 の規定に基づく都市計画の決定 (又は変更) の提案については採用され, 次のとおり都市計画決定 (又は変更) しました。

都市計画の種類 ○○都市計画○○ ○○  
都市計画決定 (又は変更) 年月日 年 月 日広島県告示第 号

様式9（第8条第1項関係）

都 計 第 号  
年 月 日

広島県都市計画審議会会長 様

広 島 県 知 事  
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52 〕  
都 市 計 画 課

都市計画の決定等の提案の不採用について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の5第2項の規定によ  
って、貴会の意見を求めます。

様式10（第8条第2項関係）

都 計 第 号  
年 月 日

（ 提 案 者 氏 名 ）  
関 係 市 町 長 様

広 島 県 知 事  
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52 〕  
都 市 計 画 課

都市計画の決定等の提案の不採用について（通知）

年 月 日付けで提出された都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画の決定（又は変更）の提案については、以下の理由により不採用とします。

都市計画の種類 ○○都市計画○○ ○○  
都市計画の内容 別紙のとおり  
不採用の理由

様式 11 (第9条第1項関係)

都 計 第 号  
年 月 日

( 提 案 者 氏 名 ) 様

広 島 県 知 事  
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52 〕  
都 市 計 画 課

都市計画の決定等の提案に係る広島県都市計画審議会の開催について (通知)

年 月 日付けで提出された都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画の決定  
(又は変更)の提案については、〔都市計画法第18条第1項の規定に基づき広島県都市計画審  
議会に付議 都市計画法第21条の5第2項の規定に基づき広島県都市  
計画審議会に意見照会〕することとしております。

ついては、このことについて通知するとともに、意見陳述を申し出る場合には、意見陳述申出書を提出してください。

広島県都市計画審議会開催日 年 月 日

意見陳述申出書

広島県知事様

都市計画法第21条の2の規定に基づき、 年 月 日付けで提案いたしました都市計画の提案に関して、下記のとおり、広島県都市計画審議会での意見陳述を申し出ます。

記

意見陳述者	
意見陳述の要旨	

年 月 日  
提案者 氏名  
住所  
連絡先  
権利名：所有権，借地権，法人

(参考図)「都市計画の提案制度」のフロー

